

茅ヶ崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市規則第 1 8 号

茅ヶ崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市市税条例施行規則（昭和 2 8 年茅ヶ崎市規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項中「第 5 8 条の 8 第 1 項及び」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 1 2 条の規定は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和 7 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。